

長尾台まちづくりルールチェックシート

地区まちづくりルール	配慮した具体的な内容 (開発事業者が記入してください。)	※審査欄
第5条(玄関周りの工作物等の配慮)		
開発事業者は、住宅等の建築計画にあたっては、住宅等の建築物に附属する門扉等の工作物や門灯・インターフォン・郵便受け等の設備を設置する際は、道路際に配置し、良好なコミュニティの形成や安全性に配慮するものとする。		
第6条(雨水の排水抑制や有効活用)		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、雨水貯留施設等を設置するなど、開発事業区域外への雨水排水量の増加の抑制、雨水の有効活用に努めるものとする。		

備考

- 1 長尾台まちづくりルール対象区域内のすべての開発事業は、開発構想届にこのチェックシートを添付してください。
- 2 配慮した具体的な内容欄は、地区まちづくりルールに配慮した内容を、具体的に開発事業者が記入してください。
- 3 ※審査欄は、記入しないで下さい。
- 4 開発構想届に添付する配置図又は土地利用計画図等には、植栽計画を記入してください。